

第六章 罰則

〔罰則〕

第五十三条 第三条の三から第五条まで、第七条、第八条、第十二条、第十三条、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第一項若しくは第二項、第十六条第一項若しくは第二項、第十七条から第十八条の四まで、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三条第一項若しくは第二項、第二十四条第一項、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十条第一項、第四十条の二、第四十一条、第四十二条第一項若しくは第二項、第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条、第四十七条から第五十条まで、第五十条の三第一項又は第五十条の四第二項の規定に違反した場合には、その建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いずして工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、五十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

〔解説〕

本条は、法第百三条の規定に基づき、本条例に違反した者に対する罰則を定めたものである。

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

〔解説〕

本条は、前条の罰則規定を適用するについて、両罰規定の適用を規定したものである。